

世田谷区障害サービス事業所で従事される方へ

介護福祉士の資格取得費用を助成します

世田谷区では、障害福祉サービス事業所に従事する人材の確保及び育成・定着を支援するため、介護福祉士の資格取得にかかった費用の一部を助成します。

◆助成要件◆

以下のすべての要件を満たす方が対象です。

- ① 介護福祉士国家試験に合格し、合格発表後3ヶ月以内に介護福祉士の資格登録を行い、介護福祉士登録証の交付を受けていること。
- ② 資格登録後、6ヶ月以内に本紙添付の【別表】で定める区内事業所等に介護職員等として就労していること。
※ 資格登録時、既に就労されている方（働きながら受験した方）も対象です。
※ 申請者の住所地は問いません（区外にお住まいの方でも、区内事業所に就労していれば対象です）。
※ 労働者派遣法により就労している方は対象になりません。
- ③ 資格登録後、②で就労した（している）区内事業所等で**6ヶ月以上**継続して就労中であること。
※ 資格登録前から区内介護事業所等で勤務している方も、資格登録の日以降に6ヶ月以上の就労期間が必要です。その後、申請が可能となります。
- ④ 登録ヘルパーの方は、③の要件を満たし、かつ従事時間が180時間を超えていること。

◆申請の期限◆

上記の助成要件をすべて満たした日の翌月から**3ヶ月以内**が申請期限です。

（例）すべての助成要件を10月に満たした方の申請期限は翌年1月末日

※ 郵送の場合は、申請期限内に区に書類が到着することが必要です。

◆対象経費◆

助成対象となる経費は以下のとおりです（申請日の3年前の日から申請日までの間に支払った費用が対象）。

- A) 介護福祉士受験対策講座の受講料
（介護福祉士国家試験の合格を目指すための受験対策講座やセミナー、模擬試験などに要した経費）
- B) 介護福祉士国家試験受験手数料
- C) 介護福祉士資格登録手数料（登録免許税（収入印紙代金等）は対象外）
- D) 介護技術講習料（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和62年厚生省令第49号）第22条第4項に規定する介護技術講習をいう。）

※実務者研修の助成は当事業の対象外です。「介護福祉士実務者研修受講料助成事業」をご利用ください。

◆助成金額◆ ※助成金は、令和8年度予算の範囲内での交付となります。

対象経費A～Dの総額の**9割**（千円未満切捨て）。ただし、上限額は以下のとおり。

- ①対象経費がA～Cの場合：助成上限額6万1千円
- ②対象経費がA～Dの場合：助成上限額11万5千円

◆注意事項◆

- ・国や東京都、他の地方公共団体、公益団体等から同種の助成等を受けている場合は助成対象となりません。
- ・勤務先から経費の一部が補助されている場合は、経費からその額を控除します。
- ・領収書が発行されない場合は、クレジットカード契約証明書の写しもしくは払込受領証や振込明細書の写しをご提出ください。

◆申請方法◆

以下の書類を電子申請、郵送または窓口を持参にて提出してください。

- ① 申請書兼請求書（令和8年4月1日様式をお使いください）
- ② 介護福祉士登録証の写し
- ③ 就労状況を証明する書類（申請書兼請求書の裏面を使用してください）
- ④ 対象経費の領収書等の写し（宛名が申請者のものに限る）

※受験手数料及び登録手数料の領収書（払込受領証）は筆記試験受験票に印字されています。

※他の研修や講座とセットで受講した場合は、金額の内訳がわかる書類もご提出ください。

電子申請フォーム

こちらより

アクセスいただけます。

※介護サービスの助成と同様の
フォームが開きます。



世田谷区ホームページ

区HPの検索メニューより、ページID **31493**で
検索ください。

※申込用紙は区HPからもダウンロードできます。

《申込書送付先・お問い合わせ》

〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27

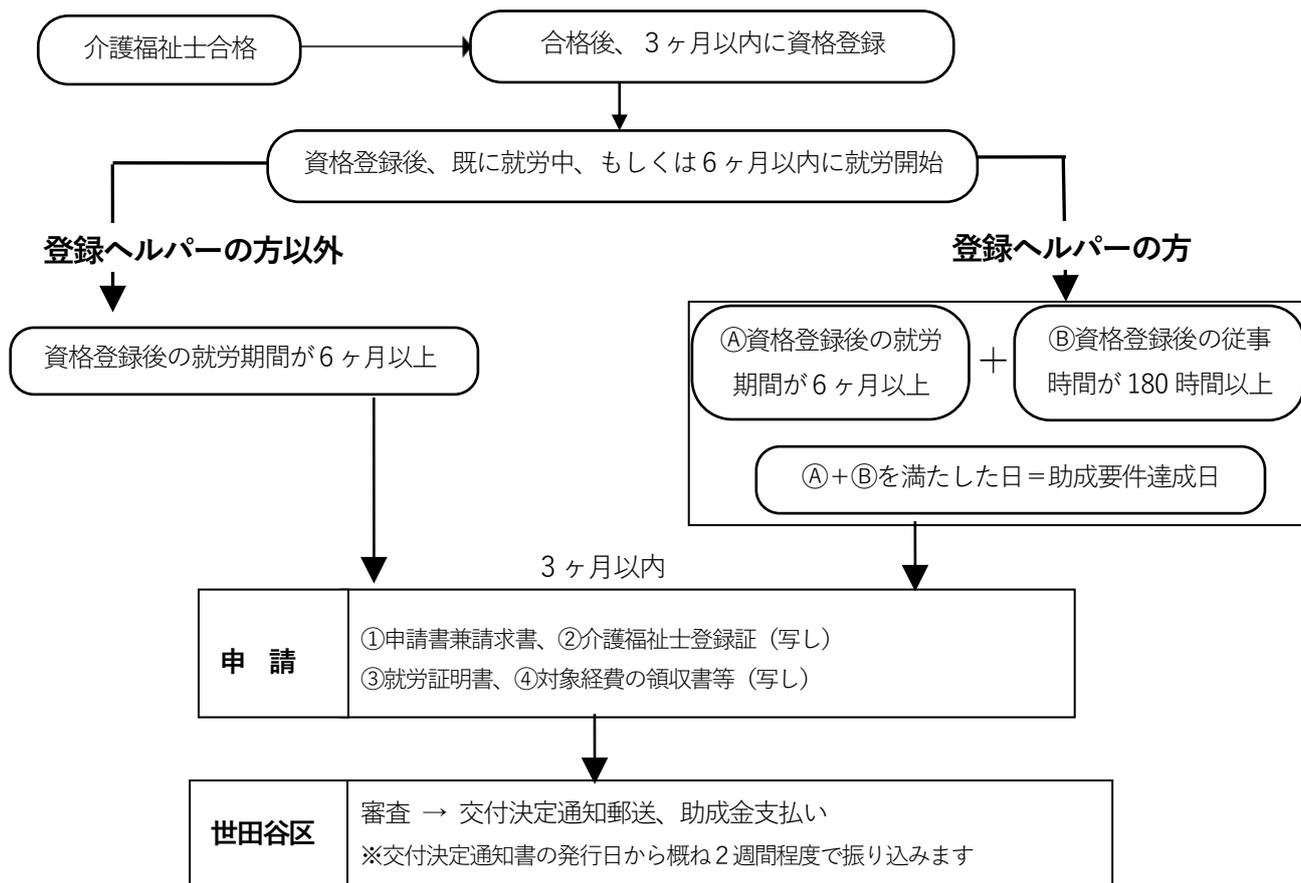
世田谷区障害福祉部障害施策推進課事業担当

★電話：03-5539-3244（8時30分～17時15分の間。土日祝日を除く）

※電話・FAXでのお申し込みは受付していません。

（上記連絡先は世田谷区補助金受付窓口の番号です）

◆申請から助成金の受け取りまで◆



【別表】

●障害者総合支援法	障害福祉サービス	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 療養介護 生活介護 短期入所 重度障害者等包括支援 施設入所支援 自立訓練 就労移行支援 就労継続支援 就労定着支援 就労選択支援 自立生活援助 共同生活援助
●児童福祉法	障害児通所支援	児童発達支援 医療型児童発達支援 放課後等デイサービス 居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援
	児童福祉施設	障害児入所施設（福祉型・医療型）

